

災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県警備業協会（以下「乙」という。）は、災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が緊急かつ優先的に実施すべき警備業務に関し、必要な事項を定め、もって的確かつ実効性のある警備業務を実施することによって、地域安全の確保に資することを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、甲が乙に対し協力を要請する必要があると認めるに足りる規模の災害とする。

（警備業務の内容）

第3条 甲の要請により乙が調整を行う警備業務は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条に基づく次の警備業務（以下「当該業務」という。）とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保のための交通誘導警備業務
- (2) 避難所等における犯罪防止等のための警戒活動を行う施設警備業務
- (3) 被災地及び避難所等における交通誘導警備業務
- (4) その他甲において必要と認める警備業務

（業務の要請等）

第4条 甲は、災害が発生した場合において、乙の協力を必要と認めるときは、当該業務の内容、日時、場所、必要人員及び従事期間を特定した上で、岡山県警察を通じて、乙に対し当該業務の実施を要請する。

（業務の実施）

第5条 前条による要請を受けた乙は、遅滞なく乙の会員事業者と当該業務の実施に向けた調整を行うものとする。

2 前項の調整の結果、当該要請に応じる場合は、乙は速やかに、岡山県警察を通じて、甲に報告するものとする。

3 第1項の調整により、前条に係る当該業務（以下「受託業務」という。）を受託する会員事業者又は共同事業者（以下これらを「受託警備業者等」という。）は、この協定の目的に沿って、自社等に所属する警備員（以下「出動警備員」という。）を甲が指定する場所に出動させ、受託業務を誠実に実施するものとする。

（契約の締結等）

第6条 警備業法第19条の定めるところにより、受託警備業者等は、甲に対し契約書面を交付するなど、契約に必要な手続を適正に履行するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の要請により、受託警備業者等が実施する受託業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、甲が役務の提供を受ける直前の適正価格を基準として、契約締結時に関係者と協議して決定するものとする。

（出動警備員に対する補償）

第8条 この協定に基づく警備業務の実施に従事した際に、その責めに帰することができない事由により出動警備員が死亡し、負傷し、又は疾病に罹った場合の補償は、労働災害関係法令等に基づいて支払うものとする。

（損害賠償）

第9条 この協定に基づく警備業務の実施に関し、出動警備員の責めにより第三者に損害を与えた場合の賠償は、受託警備業者等がその責任の範囲内において支払うものとする。

（細目の締結）

第10条 この協定の実施に当たっては、甲、乙及び岡山県警察との間において、別途細目協定を締結する。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

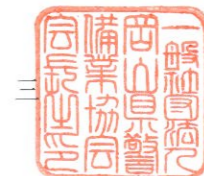
- 1 この協定は、令和4年12月20日から効力を有する。
- 2 平成9年2月25日に締結した災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

令和4年12月20日

甲 岡山県
岡山県知事 伊原木 隆 太



乙 一般社団法人岡山県警備業協会
会 長 松 尾 浩 三



災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関する細目協定

岡山県（以下「甲」という。）、岡山県警察（以下「乙」という。）及び一般社団法人岡山県警備業協会（以下「丙」という。）は、令和4年12月20日付けで甲と丙の間で締結した「災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関する協定」（以下「基本協定」という。）第10条に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 この細目協定は、基本協定第3条に定める警備業務（以下「当該業務」という。）が要請から契約の締結、終了までの全ての過程で円滑かつ確実に実施できるように定めるものである。

（要請等）

第2条 甲は、基本協定第2条に定める災害（以下「対象災害」という。）が発生した時は、乙との間で情報の提供、交換を行うなど、情報の共有化を図るものとする。

2 甲は、その過程において当該業務の実施の必要性を認めた場合は、乙を通じて、丙に対し基本協定第4条に定める要請を文書によって行うものとする。ただし、文書作成のいとまがない場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を作成するものとする。

（要請に基づく調整）

第3条 丙は、乙を通じて甲からの要請を受けた場合は、遅滞なく会員事業者との間で、当該業務の受注について調整を行うものとする。

2 丙は、当該業務を受注することができる会員事業者と前項の調整を行った結果を、乙を通じて速やかに甲に通知するものとする。

（会員事業者の協力確保）

第4条 丙は、あらかじめ会員事業者に対し、対象災害の発生時に当該業務の優先供給が円滑に行われるよう、理解を得ておくものとする。

（契約等）

第5条 丙の調整により、当該業務を受託することとなった会員事業者又は共同事業体（以下これらを「受託警備業者等」という。）は、契約を締結するまでに、警備業法で定める契約の概要を記載した書面を甲に交付しなければならない。

2 受託警備業者等は、当該業務（以下「受託業務」という。）を行う契約を締結したときは、遅滞なく、警備業法に定める当該契約の内容を明らかにする書面を甲に交付しなければならない。

3 受託警備業者等は、前2項で規定する書面の交付に代えて、甲の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を警備業法第19条第3項に定める情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、受託警備業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（業務の実施）

第6条 受託警備業者等は、契約に基づき真摯に受託業務を実施するものとする。

2 受託警備業者等は、受託業務の実施に当たっては、甲、乙、丙その他関係自治体等との緊密な連携に努めるものとする。

（費用の請求等）

第7条 受託警備業者等は、甲に対し、当該契約に基づく費用の支払を請求するものとする。

2 基本協定第7条第2項に定める「甲が役務の提供を受ける直前の適正価格」は、国土交通省から毎年度示される公共工事設計労務単価及び必要経費を基準とする。なお、被災地における特殊事情によって生じる経費等については、関係者が協議して決定するものとする。

（協議）

第8条 この細目協定の実施について疑義が生じたとき又はこの細目協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この細目協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって細目協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この細目協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この細目協定は、令和4年12月20日から効力を有する。

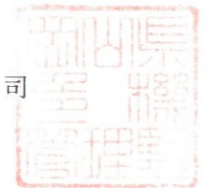
2 平成9年2月25日に締結した災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する細目協定は、この細目協定の締結をもって廃止する。

令和4年12月20日

甲 岡山県

危機管理監

根石憲司



乙 岡山県警察

岡山県警察本部長

檜垣重臣



丙 一般社団法人岡山県警備業協会

会長

松尾浩三

